

平成20年4月23日

法務省民事局御中

全国司法書士女性会

会長 長谷川 歌子

特例方式促進のための第3提言書

不動産登記オンライン申請特例方式が実施されてから3ヶ月が経過した。当会は、御庁に対し、過去2回緊急提言を行い、また、全国銀行協会等に、特例方式に対する協力要請を行ったが、その後も度々発生している法務省オンラインシステム障害による問題を踏まえ、特例方式促進のために、本提言書を提出する。

第1 システム障害が登記実務に与えた深刻な影響について

(1) 前回の提言書においても、特例方式の実施後も、度々原因不明のシステム障害が起こっており、登記識別情報の有効証明請求ができなかったり、取引決済後のオンライン申請ができずに、急遽紙申請を行うために出張の予定を組むことを余儀なくされたりする場面が多々ある現状を踏まえてシステム改善のための方策を講ずるべきことを要請したが、その後、システム障害は改善されるどころか、悪化の一途をたどっている。特に、本年2月29日、同3月21日、同4月8日に起こったシステム障害は深刻であった。

(2) 3月21日午後2時から3時に起きたシステム障害は、具体的には以下のようなものである。取引決済以後、オンライン申請をしようとしたが、急にオンライン申請が進まなくなり、到達確認表は午後5時15分までに取得できたもの

の、受付番号が午後 5 時 15 分までに届かず、届いたのが 5 時 50 分。夕方に、法務省オンラインシステムのホームページで受付を 7 時まで延長する旨のアナウンスがあったが、該当法務局に電話で確認しても、登記申請受付の確認はできなかった。

登記申請受付の確認ができないため、紙申請に切り替えようとしたが、既に取り決済済みで、依頼者からは、オンライン申請用の軽減後の登録免許税しか預かっておらず、差額分を後日徴求することも困難であった。いくらシステム時間延長のアナウンスがあったとしても、受付番号が届くことが保証されておらず、当日申請の義務を履行できないという局面に陥る不安は拭いきれなかった。

(3) 4月8日のシステム障害においては、まずは、法務省オンライン申請システムで、到達確認表の保存ができなくなるという事態が発生し、その次に、処理状況が確認できなくなり、登記申請の受付番号も取得できなければ、登記識別情報の有効省請求や失効していないことの証明も取得できない状況に陥った。

結果、取引決済前に、法務省オンライン申請システムで、登記識別情報の有効証明請求や失効していないことの証明請求を行って登記識別情報の有効性を確認しようとしても出来ない状態に陥り、取引決済時間を急遽夕方にずらして、司法書士会に職員証明書を取得は、管轄法務局に有効証明請求を行わざるをえない事を余儀なくされた司法書士もいる。

また、それまで、不動産登記オンライン申請による抵当権設定登記等を認めていたのにもかかわらず、3月21日のシステム障害を契機として、紙申請しか認めないとするように取り扱いの変更を余儀なくされた金融機関もある。

第2 法務省の対応の不十分さについて

当会としても、第2提言書で述べたように、オンライン申請の場合、受理証明書に替えて到達確認表等の三点セットでの受付を認めてるべきであるという要請を

全国銀行協会に行う等して、オンライン申請を促進しようとしているというのに、肝心の法務省オンライン申請システムがこのような不具合を起こすようでは、金融機関も、司法書士は、安心して不動産登記オンライン申請システムを利用することはできない。

法務省民事局は、法務省オンライン申請システムホームページにおいて、システム障害に関する情報提供等を行い、本年3月21日には、受付時間延長の措置を講ずる等の対策を行っているが、これらの対策は、不動産登記が、取引決済と表裏一体の関係にあり、司法書士の取引立会いによって資金移動が実質的に保証されていることで成立しているという社会経済の実態に十分に即しているとはいいかねる状態である。

第3 システム障害対策としての窓口延長の必要性について

これまでのところ、月末、年度末、大安など、不動産取引決済が集中する時期に、システム障害が起こる傾向にあるが、法務省が実際に行った対策としては、3月21日のシステム障害について、午後7時まで、オンラインによる受付を延長のみである。4月8日のシステム障害については、時間内にシステム障害が改善されたためか、法務省オンライン申請システムの受付時間延長措置も講じられなかった。

不動産登記制度そして司法書士が社会経済において果たしている役割を考えると、不動産登記オンライン申請システムの障害に対して、法務省が講じてきた対策では不十分であること明白である。

例えば、3月21日のシステム障害についていうならば、システムを7時まで延長することで済む問題なのではない。オンライン申請による到達確認表はでたが、受付番号がでない場合、急遽紙申請に切り替える用意でなければならない。当然、法務局の窓口自体も、5時15分で業務を終えるなどということは許され

ず、特に金融機関の融資実行・担保設定を伴う取引決済の登記については当日の登記申請受付が求められるところ、少なくとも、全国の法務局の窓口も、オンライン申請による受付延長と同様に、最低2時間程度は、窓口受付を延長する必要がある（司法書士はどのような場合に、不動産登記オンライン申請システム受付が延長されるのか知りようがないため）。

また、4月8日のシステム障害は昼前という比較的早い時間に起こったことから、紙申請で予定している登記についても、取引決済前に、オンラインで登記識別情報の有効証明請求や失効していないことの証明請求ができない状態になり、取引決済の時間がずれ込み、結果的に紙申請についても当日受付が困難になったケースもある。システムが修復したことについては、法務省オンライン申請システム上で時間内にアナウンスがあったが、既に起こったシステム障害により、取引決済の時間が遅延していることを考えると、不動産登記オンライン申請及び窓口受付時間の延長（少なくとも午後7時頃まで）を行うことは当然の対策といえる。

第4 最後に

当会は、これまで二度にわたり、不動産登記オンライン申請特例方式促進のための緊急提言を行ってきたが、提言内容は何一つ実現されていない。また、当会は、金融機関に対し、いわゆる三点セットによる受理証明書の代替措置を認めることを要請する等特例方式推進のための施策についても実施してきた。

しかしながら、これまでの起こったシステム障害の頻度を見るに、法務省オンライン申請システムは、申請件数の増加に耐えられるものとはなっていない（その他にもメール遅延などの障害は多々起こっている）。それでも、司法書士界に不動産登記オンライン申請促進について協力を求めるのならシステム障害発生日には全国の法務局の窓口受付時間の延長（少なくとも午後7時頃まで）を行うべきである。